

令和4年 第11回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年11月24日(木) 午前9時30分～午前10時43分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
 - 議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (6件)
 - 議案第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
 - 議案第88号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和4年第11回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日は、〇〇委員が欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、5番〇〇委員、6番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第86号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 744 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 59,638 m²

坪単価 5,100 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

申請地は、譲渡人が相続で取得しました。しかし、県外に在住で松前町に戻る予定もないことから買い手を探していました。

そこで譲受人と話がまとまりました。譲受人は、現在も申請地を耕作していることから、耕作については問題ないと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手を
お願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、田、面積 1,538 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 37,948 m²

売買 坪単価 3,200 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願
いします。

○○○委員

譲渡人は住んでいる○○から耕作しに来ていましたが、高齢になったこと
から売買を考えるようになり、買い手を探していました。

譲受人は、父親から事業継承し耕作面積も十分あるので問題ないと思われ
ます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手を
お願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号3番
土地の表示 ○○、田、面積1,841㎡
○○、田、面積1,588㎡
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 15,658㎡
売買 坪単価 5,000円
以上です。

○議長
事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
譲渡人は○○地区へ拠点を移したことにより、現在所有している○○地区の土地は売却しています。
譲受人は、以前も農地を買っています。○○地区を中心に農業をしている方ですが、近くの○○地区でも農業をしたい意向があるようです。耕作について特に問題ないと思われまます。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号4番、5番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号4番
土地の表示 ○○、畑、面積112㎡
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 9,579㎡
売買 坪単価 100円

受付番号5番
土地の表示 ○○、田、面積520㎡
○○、畑、面積85㎡
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 9,579㎡
贈与
以上です。

○議長
事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
受付番号4は既にハウスになっていて、譲受人が耕作しています。今後のことを協議し、譲受人へ所有権を移すことになりました。
申請地の農地は、全て譲渡人と譲受人世帯との間で農地の残存小作権がありました。譲渡人が農地を手放したいという意向もあり今回の申請に至りました。

○議長
説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員
質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番、5番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号6番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号6番

土地の表示 ○○、田、面積1,530㎡

○○、田、面積781㎡

○○、田、面積1,419㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 7,198㎡

売買 坪単価 7,000円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、○○地区担当の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人と譲受人は親戚の関係にあたります。譲渡人は別の方に申請地を貸していましたが、譲受人が申請地で農業をしたい意向があり、今回話がまとまったため申請に至りました。

農業機械等は○○に保管しています。写真で保管状況を確認しました。農業機械は揃っていました。今後松前町に農業用倉庫を移すことも考えているようです。

○議長

説明が終わりました。○○地区担当の○○委員は追加説明ありますか。

○○○委員

譲受人は、○○でも農業をされているようです。その他は、○○委員の説明

のとおりです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号6番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第87号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積445㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 分家住宅

建築面積 113.24㎡

使用貸借権の設定

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は、譲渡人からみると実子にあたります。排水は申請地の北側へ取る
とのことです。その他、周辺農地等に影響は出ないと思われるので、問題ない
と考えます。

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手
をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして、議案第88号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
より農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、
委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

〇事務局

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 2年

利用権の設定を行う件数 2件

利用権を設定する面積 3,341 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 3年

利用権の設定を行う件数 40件

利用権を設定する面積 50,978 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4年6か月
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 5,761 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年
利用権の設定を行う件数 34件
利用権を設定する面積 35,859 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 6年
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 3,961 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 7年
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 1,047 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 10年
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 2,373 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 6か月
利用権の設定を行う件数 6件
利用権を設定する面積 6,067 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 1年6か月
利用権の設定を行う件数 31件
利用権を設定する面積 35,681 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 2年6か月
利用権の設定を行う件数 68件
利用権を設定する面積 71,778 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 5,006 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年6か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 2,241 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年6か月
利用権の設定を行う件数 31件
利用権を設定する面積 33,069 m²
利用権を設定する作物 麦等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年
利用権の設定を行う件数 32件
利用権を設定する面積 31,286 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年6か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 1,887 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 6年6か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,689 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 9年6か月
利用権の設定を行う件数 6件
利用権を設定する面積 6,905 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10年
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 1,097 m²
利用権を設定する作物 水稻
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第88号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局
お願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。